

東部水産漁港部だより

宮城県東部地方振興事務所
水産漁港部「みやぎ水産の日」PR広報紙

4月号



(令和2年5月8日発行)

【お問合せ先】水産漁港部内 水産振興班, 漁業調整班

TEL:0225-95-7914, 1473

ミンククジラ漁が行われています



出港を待つ3隻の捕鯨船



仙台湾に向け出港

4月7日(火)午前5時30分頃、(株)鮎川捕鯨及び(株)外房捕鯨鮎川事務所に所属する捕鯨船3隻が石巻港を出港し、約20マイル沖合の仙台湾内で操業を行いました。

操業2日目からは太地町漁業協同組合(和歌山県)に所属する捕鯨船1隻と合流し、計4隻で操業し、4月11日(土)に3頭のミンククジラが鮎川港に水揚げされました。商業捕鯨での水揚げは32年ぶりとなります。

今後は拠点を徐々に北上させ、11月頃まで操業を行う予定とのことです。残念ながら、鮎川港からの出港は4月17日(金)までに終了し、拠点を八戸港に移しました。八戸では5月1日(金)に2頭水揚げされ、これから水温の状況を見て、徐々に釧路沖に向けて北上しながら漁を行います。

魚市場取材～女川魚市場編～

定置網 養殖ギンザケ

4月7日(火)の女川魚市場では、大型定置網で「マイワシ」が196t水揚げされました。例年は4月初旬に水揚げが終了するのですが、今年はまだ水揚げが続く見込みとのことです。

その他、同町尾浦産の養殖「ギンザケ」が7.8t水揚げされました。



水揚げされるマイワシ



マイワシ



タンク1槽あたり約1.9tでした



ギンザケ

魚市場取材 ～石巻魚市場編～

ギンザケ

4月17日（金）は女川町尾浦産の「ギンザケ」が15t水揚げされました。魚価は、1.5kg以上が535～560円、1.0kg以上が482～500円でした。



ギンザケ



重量によって分けられ出荷されます

底曳・定置網

底曳網では、主に「マサバ」が31t、「マダラ」が11t、「スケトウダラ」が1t水揚げされました。その他、「ヤリイカ」、「ミスダコ」などが水揚げされました。定置網では、主に「マイワシ」が146t水揚げされました。その他、「サクラマス」、「ボラ」などが水揚げされました。



底曳網

マサバ



底曳網

マダラ



底曳網

スケトウダラ



定置網

マイワシ



底曳網

ヤリイカ



定置網

サクラマス



定置網

ボラ

陸送品・活魚

「マボヤ」1.3t、「シャコ」0.9tなどが水揚げされました。その他「ツブガイ」や「ホシガレイ」なども水揚げがありました。

先月の取材時に比べ「マボヤ」は約9倍、「シャコ」は約6倍の水揚げ量となりました。「シャコ」は、高いときには単価3,000円/kgになるそうです。



マボヤ



シャコ



取材日はシャコが大量に並びました



陸送品の競りの様子（シャコ）

編集後記

約1年ぶりに魚市場取材をさせて頂きました。まだ慣れない新しい仕事に翻弄される日々ですが、寒い中、朝早くから元気にお仕事されている魚市場の方々に「エール」を頂きました。当部も新体制となり、新たな1年間を歩んでまいります。これから1年間よろしくお願い致します。(K. T.)

二枚貝等における貝毒について

○はじめに「^{かいどく}貝毒」とは？

宮城県で広く生産されているホタテガイ、アサリ、カキなどの二枚貝等は、海水中のプランクトンを摂餌して成長します。「貝毒」とは、**毒をもった一部のプランクトンを摂餌することで、貝自体が毒化する現象**です。

貝毒は主には、「まひ性」と「下痢性」の2種類が知られており、宮城県では、流通前に消費者の皆様へ安心して食べていただくため、宮城県漁協と連携して定期的に貝毒検査を行い、安全性を確認しています。

また、検査結果については、県のウェブサイトで公表しています。

URL:<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suikisei/kaidoku.html>

○貝毒原因プランクトンとは？

(1)まひ性貝毒

①「本県での発生時期」

- ・主に冬～春(1月～6月)に発生

②「主な症状」

- ・痺れ、麻痺、言語障害で重度の場合は呼吸麻痺で死亡の可能性がある

③「国の出荷規制値」

- ・可食部1gあたり4MU(マウスユニット)を超えた場合



(2)下痢性貝毒

①「本県での発生時期」

- ・主に初夏～夏季(6月～8月)に発生

②「主な症状」

- ・下痢、腹痛、嘔吐。死亡事例はない

③「国の出荷規制値」

- ・可食部1kgあたり0.16mgOA当量(オカダ酸当量)を超えた場合

※また本県では、業界独自の安全基準として、イエローライン(要観察時期)を設定し、まひ貝毒では3.0を超え、4.0以下、下痢性貝毒では0.09を超え、0.16以下で出荷自粛措置を行っています。



○規制解除について

- ・まひ性貝毒は可食部1gあたり3.0MU/g以下
- ・下痢性貝毒は可食部1kgあたり0.09mgOA当量以下

※全ての検体の貝毒の量が規制値以下となり、かつ、1週間後及び2週間後の検査において下回った場合に解除となります。